

## 道路局電子納品基準類の改定【概要版】

道路局版電子納品タイプの分けや写真データの格納方法について、より実態を反映させるため、次のとおり一部改訂を行った。

### 【道路局電子納品マニュアル】

#### 目的 (P1)

「道路局電子納品マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)は、道路局等<sup>\*</sup>が発注する工事において「道路局版電子納品」を円滑に実施するために、電子納品の対象種別、実施手順、適用基準類、留意すべき事項を示したものである。

追記

本マニュアルは、横浜市の電子納品要領・基準類にやむを得ず準拠できない場合のみ使用すること。

#### 道路局版電子納品対象種別 (P2)

##### 【改訂前】

タイプ	工事内容	対象金額等	対象資料	ファイル形式等
I	管内一円等 維持修繕工事	管内一円工事及び 1千万円 <sup>*1</sup> 未満の 工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>完成図 <b>削除</b></li> <li>台帳<sup>*2</sup></li> <li>写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来、確認できる形式 (監督員と協議)</li> <li>完成図、台帳は電子及び紙の 成果品を提出 <b>削除</b></li> </ul>
II	その他工事	1千万円 <sup>*1</sup> 以上の 工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>完成図</li> <li>台帳<sup>*2</sup></li> <li>地質データ</li> <li>写真 <b>削除</b></li> <li>その他</li> </ul> 上記以外は協議による	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来、確認できる形式 (監督員と協議)</li> <li>完成図、台帳は電子及び紙の 成果品を提出</li> </ul>

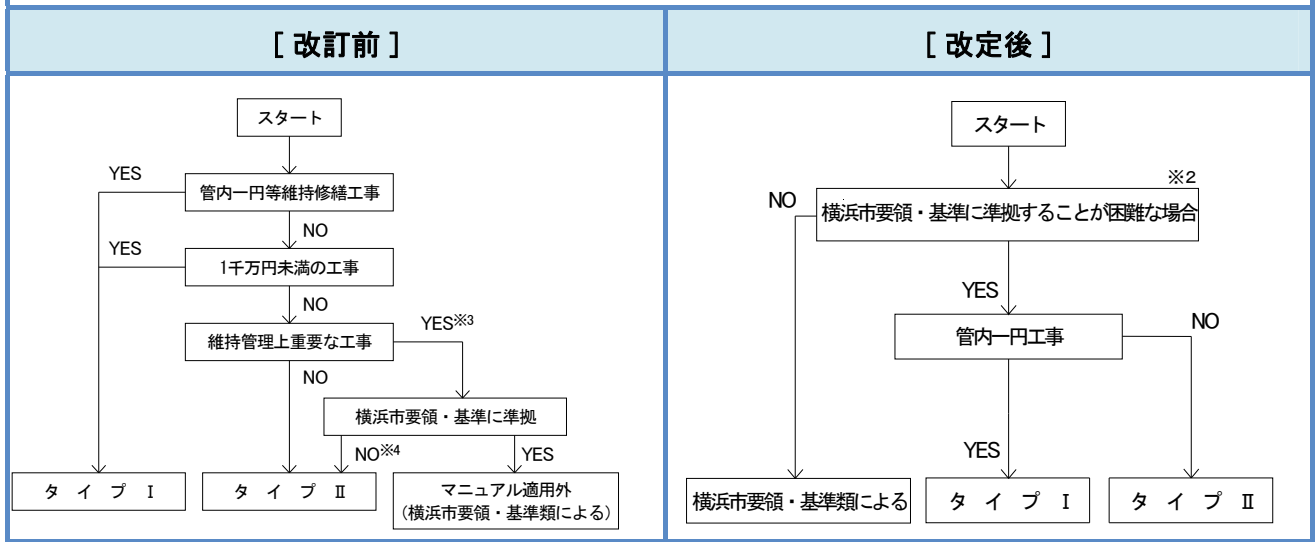
削除

変更

##### 【改定後】

タイプ	工事内容	対象資料	ファイル形式等
タイプ I	管内一円工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>完成図</li> <li>写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来、確認できる形式 (監督員と協議)</li> <li>完成図は電子及び紙の 成果品を提出</li> </ul>
タイプ II	その他工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>完成図</li> <li>台帳<sup>注4)</sup></li> <li>地質データ</li> <li>写真</li> </ul> 上記以外は協議による	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来、確認できる形式 (監督員と協議)</li> <li>完成図、台帳は電子及び紙の 成果品を提出</li> </ul>

### 道路局版電子納品対象種別 フロー図



### 道路局版電子納品対象種別 (P7)

	変更点	[ 改訂前 ]	[ 改定後 ]
フォルダ構成 (図 3-1)	タイプ I (管内一円工事)において台帳を削除		
納品手順	写真フォルダについて(4)として追記	記述なし	請負人が工事写真管理ソフト等を使用している場合は、フォルダ構成によらず、写真フォルダにビューアソフトを格納するなど、スムーズな閲覧が可能となるようにする。